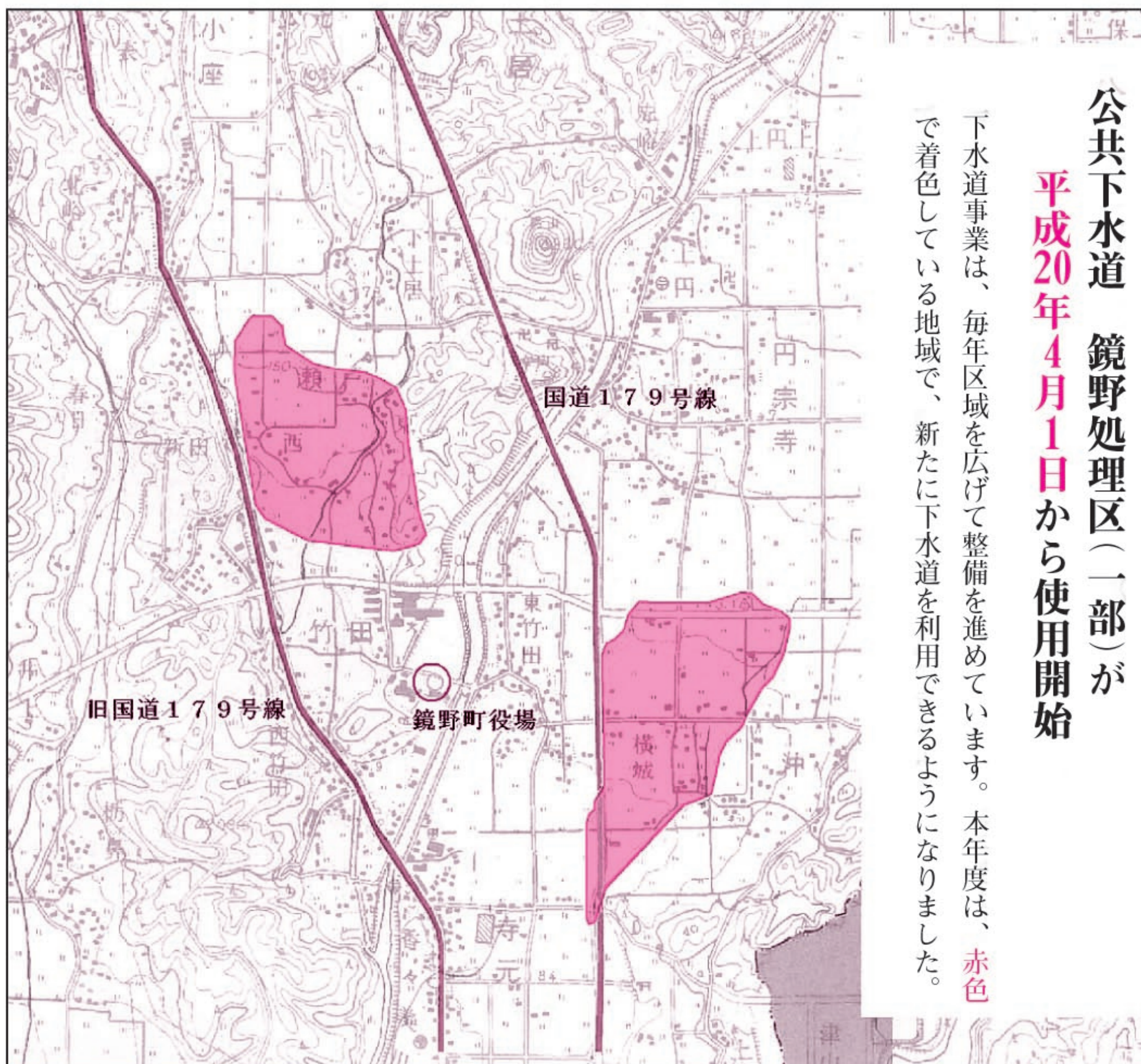


下水道使用開始について

公共下水道 鏡野処理区（一部）が

平成20年4月1日から使用開始

下水道事業は、毎年区域を広げて整備を進めています。本年度は、**赤色**で着色している地域で、新たに下水道を利用できるようになりました。



下水道の利用が可能な地域の皆様へ

水洗化にしましょう。

町では美しい自然と快適な生活を営むため、下水道の利用を促進しています。

下水道を使用しますと、次のような利点があります。

- ・便所特有の悪臭がなくなる。
- ・汚いドブや水溜まりがなくなるため、町並みがきれいになる。
- ・汚水が川に流れないので、川がきれいになる。

また、使用開始から3年以内ですと、補助金も交付されますので、早期に下水道の接続工事を行っていただくようお願いいたします。

下水道を使用するには、排水設備の手続きが必要です。

下水道使用上の注意

下水道ができたからといって、何でも流していいとは限りません。何で次の事を守りましょう。

- ・野菜くず、油類、毛髪、布くず、トイレットペーパー以外の紙類、ビニール類を流さないようにしましょう。管がつまったり、ポンプ故障の原因になります。

ルールを守って、上手に使うことが下水道の機能を発揮させることになります。

詳細についてのお問い合わせは、上下水道課 0868-54-0001まで